

事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

一般財団法人 東京スポーツ新聞格技振興財団

1. 法人は定款において、以下の事業を行うことが定められている。

- (1) レスリング及び柔道の競技者の育成及び同競技大会への参加に対する助成
- (2) レスリング及び柔道の大会における成績優秀者に対する表彰
- (3) その他目的を達成するための必要な事業

上記事業を遂行するために各年度において具体的に下記事業を行う

2. 令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

- (1) レスリング及び柔道の競技者の育成及び同競技大会への参加に対する助成

(総額1,800万円)

- (2) レスリング及び柔道の大会における成績優秀者に対する表彰

(総額0万円)

- (3) その他、目的を達成するための必要な事業（総額200万円）

以上